条例の点検・見直しシート

				年月日	平成24年6月29日			
条例の題名		三重 果 法定外公共用財産等使用料等徵収条例	公	布 日	平成12年3月24日			
条例番号		平成12年三重県条例第15号	直近改正日		平成17年10月21日			
所管部局課 禦土整備部公共用地課			1	話番号	番号 059-224-2669			
集分の概要 地方財政法第23条第1項の規定に基づき、法定外公が徴収する道路使用料、河川海岸等使用料又は収益さものである。							条例の 類型	委任型
視点		項目		回答		検 討	内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			はい	条例では、地方財政法第23条第1項の規定に 基づ色、法定外公共用財産の使用許可を受け た者に対して使用料を徴収することができる されている。法定外公共用財産の管理に要す る経費に充てるため使用料を徴収することが必 要であることから、条例の目的は、妥当性を有 している。			
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認 められる。			はい	国有財産法第9条第3項の規定により果が管理 する法定外公共用財産の使用許可に係る使 用料等の徴収であり、今後も公的な関与が必 要である。			
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい				
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし				
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない (規則、要綱等で 規定する余地はない。)。			はい			5事項は、地 以、条例で定	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	地方財政	法第23条第	項	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。			はい				
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違い はない。			はい				
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい				
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい	行政運営8	公共事業	推進の支援	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けた ことはない。			はい				
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が 認められる。			はい	料に関する	事項を条例 あっても規定	項の規定に で定めてい を廃止した よると考える。	るものであ
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であっ て、廃止すべき規定はない。			はい				
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい				
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段 との重複はない。			はい				
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。		であ	はい	方から、他整合性を	の占用料で	ては、受益者 類似する単位 使用物件等の :採用している	画区分との 種類に応じ
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			いいえ	受益者負担の考え方から法定外公共用財産 の使用許可を受けた者に限ったものであり、公 平性を欠いたものではない。			
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			いいえ	受益者負担の考え方から法定外公共用財産 の使用許可を受けた者に限ったものであり、公 平性を欠いたものではない。			
そ	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体と の連携に配慮している。			該当なし				
の 他	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい				
点検・見直し結果	改正を検討する。	理 由 現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の 要はないと考えるが、条項の整理が必要である。	D必	特	記事	項	見直しに規定の有無無	有効期限に関する規定の有無無